

日本弁護士連合会会長 荒中 様

最高裁判所の女性判事増加を求める意見

日本組織内弁護士協会
理事長 榊原美紀

私たち日本組織内弁護士協会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする弁護士の団体として、また、組織の価値向上に貢献し、組織における平等や人権を尊重した環境整備のために重要な役割を担うビジネスパーソンの集団として、最高裁が、現代社会のニーズに合致した形で「憲法の番人」としての機能を十全に発揮できるようにするため、2021 年中に、最高裁判事 15 人の 3 分の 1 である 5 人を女性とし、さらに、2025 年中には最高裁判事の半数を女性とすることで、判事の多様性の中でも特に重要なジェンダーバランスを確保することを提言いたします。

「憲法の番人」とされる最高裁では、判事 15 人のうち、女性は過去最大時でも 3 人であり、現在はわずか 2 人となっています。国際社会の中において、女性が重要な意思決定に参加できるかを示す日本のジェンダーギャップは 120 位と後進国ですが、その中でも、最高裁の女性判事の人数が極めて少ないことは重要な課題となっています。

いうまでもなく、最高裁は、あらゆる争訟について終局的な司法判断を行う重要な国家機関であり、多様な価値観を理解し、特定の立場に偏ることなく、公正に判断することが求められています。その中で、最高裁判事の多様性の確保は重要であり、特に、ジェンダーバランスを図ることは、現代社会において特に重要性を増しています。

この点、アメリカ最高裁女性判事で、ヒスパニック系の祖先を持つ初めての最高裁判事でもあるソニア・マリア・ソトマイヨール氏は、「異なった見方があることで、目の前の議論についてより完全に理解できるようになり、全ての人たちが理解できる方法で自分の立場をはっきりと伝えることにつながる」と述べています（CNN ウェブ日本版 2020 年 9 月 28 日）。

元最高裁判事の桜井龍子氏は、「性差によって判決の判断が変わるとは思いませんが、性差別に根ざした事案では、判断基準の違いが出ると感じたことがある」としその代表例として、「妊娠後に降格されるなど不利益な扱いを受けるマタハラや、セクハラ訴訟」を挙げ、「私の専門分野でもあったので丁寧に審理し、高裁の判決をひっくり返し、女性の雇用環境にプラスになる判決を出すことができました」とし、さらに、2015 年の夫婦別姓訴訟では、「夫婦が同じ姓を名乗ると定めた民法 750 条の規定について、女性 3 人は「違憲」でまとり、男性のうち 2 人も違憲の判断でしたが、他の 10 人の男性を納得させるような理論が展開できず、反論の形で少数意見をつけるほかありませんでした」と回想しています。（東京新聞ウェブ版 2021 年 3 月 5 日）。

このように、最高裁判事の多様性、特に女性判事が適切に任命されることは、最高裁が期待される機能を果たす上で極めて重要となっています。

政府は、第 5 次男女共同参画基本計画において「国際社会において、2030 年までにジェンダー平等の達成を目指していることも踏まえ、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取り組みを進める」（17 頁）としたうえで、司法分野の具体的な取組として、「最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請する」（25 頁）としています。

2021 年は、今後、小池裕判事（7 月 2 日）、宮崎裕子判事（7 月 8 日）、木澤克之判事（8 月 26 日）、池上政幸判事（8 月 28 日）の 4 名の退官が予定されています。この 4 名の後任に全て女性判事が任命されれば、女性判事は 5 名となり、2020 年代の可能な限り早期に 30%程度という上記政府目標を、今年中に達成することが可能となります。是非ともこれを実現すべきと考えます。

そして、これはあくまで通過点であり、国際社会の趨勢である 2030 年までのジェンダー平等の達成を目指し、最高裁判事の半数が女性となるよう、具体的には、2025 年には 7 人以上を女性とすることが妥当と考えます。



以上のとおり、私たち日本組織内弁護士協会は、2021 年中に、最高裁判事 15 人の 3 分の 1 である 5 人を女性とし、さらに、2025 年中には最高裁判事の半数を女性とすることで、判事の多様性の中でも特に重要なジェンダーバランスを確保することを提言いたします。

以上